

山形県イノシシ管理計画 用語の解説（案）

令和 3 年 3 月

(2 ページ)

「第二種特定鳥獣管理計画」

- ・ 鳥獣保護管理法第 7 条の 2 の規定に基づき、第二種特定鳥獣の管理に関して知事が定める計画のこと。

「第二種特定鳥獣」

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」）の第 7 条の 2 の規定に基づき、県内で生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大しており、生息の状況等から特に管理を図る必要があるものと知事が認める鳥獣のこと。平成 26 年の鳥獣保護管理法改正によって定義付けがなされた。

「行動域」

- ・ イノシシが採餌などの目的で定住又は移動する範囲のこと。本計画において「行動域を適正な範囲に抑制」とは、イノシシによる人身被害、イノシシが農作物を食べるために農地に出没すること、人の生活環境に被害が生じるのを防ぐことを意味する。

「ブタとの交雑種」

- ・ 原種のイノシシとイノシシが家畜として改良されたブタが交雑したもの。イノブタと呼ばれるが生物学的な種ではなく、本質的にはイノシシである。人為的な交配によるものか、自然に交雑したものか、あるいは交雑の程度を問わない。

(6 ページ)

「推定生息頭数」(公表時)

- ・ 本県の野生イノシシの推定生息頭数(各公表時)は、中央値で平成 28 年度末が約 3,200 頭、平成 29 年度末が約 5,300 頭、平成 30 年度末が 7,800 頭となっており、年々増加傾向にある。

「階層ベイズ法によるハーベストベースドモデル」

- ・ ハーベストベースドモデルとは、実測データ(捕獲頭数、捕獲効率、ブナ結実状況等)と生息個体数が比例するという前提条件のもと、実測データの経年変化から、直接観測できない生息個体数を推定する考え方。
- ・ 階層ベイズ法とは、観測が不可能な未知の変数について、得られたデータとモデルから推定される数値を、1 つずつ試行錯誤的に繰り返し代入し、実測データと整合性の高い数値を見つけ出していく方法。

「草本」(そうほん)

- ・ いわゆる草のことで、主に地上部分が 1 年以内に枯れる植物。

「塊茎」(かいけい)

- ・ ジャガイモやキクイモ、クワイなど、多年生の草本の地下茎が養分を蓄えてかたまりになった、いわゆるイモの部分のこと。

「堅果類」

- ・ 乾燥し、熟しても割れない堅い果実をつける樹木のこと。本県では、ブナやクリ、いわゆるドングリをつけるミズナラ、コナラ、クヌギなどが一般的である。

「土壌動物」

- ・ 土の中で生活する動物のことで、環形動物のミミズ、昆虫類のアリやハサミムシ、節足動物のムカデやダンゴムシなど。さらにモグラなどの哺乳類を含むことがある。

「水生甲殻類」

- ・ カニやザリガニ、エビなど、おもに水中に棲む甲殻類のこと。

「放任果樹」（放棄果樹）

- ・ 本来は人が果実を収穫するために植えられた果樹であって、現に管理されていないか、又は収穫が行われなくなった樹木のこと。撤退した畑や敷地に植えられたカキやクリが一般的であり、他に耕作放棄地に放置されたリンゴやブドウなどもある。

(7 ページ)

「泥浴び」

- ・ イノシシが地面に転がり、泥に体をこすりつける行為のこと。体に付いたノミやダニを落としたり、夏毛の時は虫に刺されないために行うとされる。
- ・ 泥浴びを行う場所は「ぬた場」と呼ばれ、通常、イノシシは山林の中で泥が溜まったような場所や湿地をぬた場にするが、水田（圃場）をぬた場にされた場合、その後の稲作に支障が生じる場合がある。

(9 ページ)

「人身被害」

- ・ イノシシは本来、非常に警戒心が強い動物であり、人との接触を避けたがる傾向があるが、意図的、非意図的な餌付けによって人馴れした個体の場合などは、人と遭遇した場合に餌を得ようとし、鋭い下顎の犬歯で裂傷を負わす危険がある。

「高山植物（ヒメサユリ）の掘り起こし被害」

- ・ 令和2年8月に下越山岳会から環境省東北地方環境事務所羽黒自然保護官事務所を通じて、飯豊連峰におけるイノシシによる高山植物（ヒメサユリ）が掘り起こされ、球根が食害にあっているという情報提供があったもの。このような事例は、貴重な高山植物の消失や生態系のかく乱など、生物多様性への影響を与えるものである。

「ラムサール条約指定湿地」

- ・ ラムサール条約とは、昭和46年にイランの保養都市ラムサールで採択された、湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約のこと。この条約は、水鳥の生息地等として重要な湿地の保全と適正利用を図るために各国が採るべき措置を定めており、締結国は、国内の重要な湿地を指定し、条約事務局に登録するとともに、その保全を図ること等が義務付けられている。
- ・ 本文で記載するようなイノシシによる生態系被害が確認されたラムサール条約指定湿地の例として、スペイン・カタルーニャ州のフランス国境近くにある海岸湿地、Aiguamolls de l'Empordà（ラムサール登録湿地番号592）がある。

(10 ページ)

「狩猟免許」

- ・ 狩猟を行うために必要となる免許であり、取得するためには狩猟について必要な適正、技能及び知識に関して都道府県知事が行う試験に合格する必要がある。使用する猟具の種類に応じて次の4種

類の免許がある。

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（散弾銃、ライフル銃）、空気銃
第二種銃猟免許	空気銃

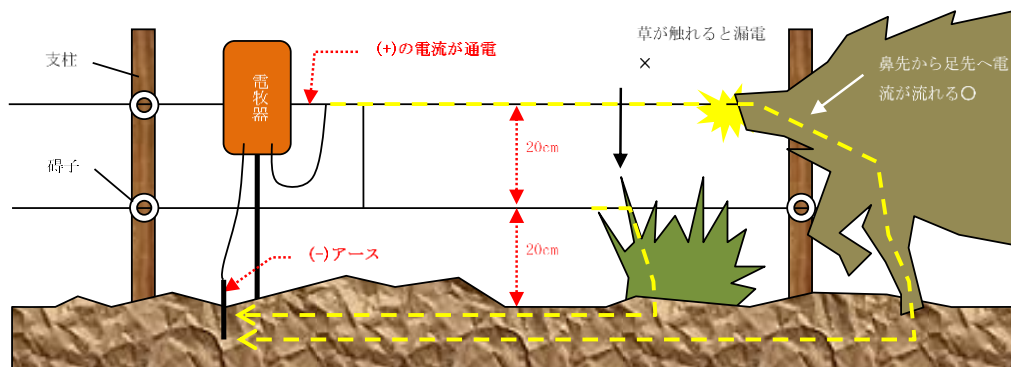
(11 ページ)

「狩猟免許所持数」

- ・ 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟の4種の狩猟免許について、山形県内在住者が保有する数のこと。一人で複数種類の免許を保有する場合がある。

「電気柵」

- ・ 被害から守りたい農地の周囲に支柱を建てて電牧線を張り巡らし、電源からプラスの電流を通電させる一方、地面にマイナスの電極となるアースをとることで、電牧線に触れた動物に電流が流れ、電気ショックを与える侵入防止柵のこと。
- ・ イノシシ対策の場合、電牧線は地上から20センチ及び40センチの高さの2段に張る必要がある。（ニホンザルやツキノワグマの対策を兼ねる場合、この上に更に段を加える。）
- ・ 人が感電する事故を防止するため、電気柵に危険である旨の表示を行うとともに、電気用品安全法の適用を受ける電気柵用の電源装置又は蓄電池、太陽電池など直流の電源装置を使用し、電気を供給する回路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器(スイッチ)の設置（人が立ち入りやすい場所で使用電圧30ボルト以上の電源を使用する場合、漏電遮断機も併せて設置）が必要になる。

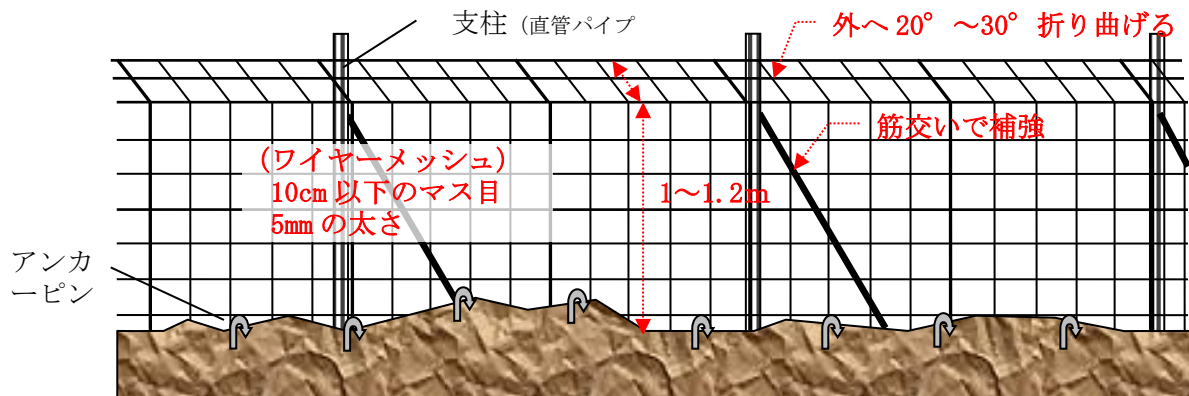


「被害防止計画」

- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の基本指針に即して、市町村が定める被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画。

「ワイヤーメッシュ柵」

- ・ 防護資材として溶接金網を用いた柵で、専用資材も販売されている。コンクリートの補強材などに用いられる市販のワイヤーメッシュを利用し、被害から守りたい農地の周囲に直管パイプ等の支柱や筋交いで立てることもできる。
- ・ 特にイノシシの場合、下部をアンカーピンで留めることで突き上げや潜り込みを防ぐことが対策のポイントとなる。
- ・ 上部を外側に折り曲げることで飛び込みを抑制することもできるが、積雪が多い地域では破損の原因となることもあり、地域の実情に合わせて設置する必要がある。



(12 ページ)

「鳥獣被害防止総合対策交付金」(通称：鳥獣交付金)

- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条に基づき市町村が、または隣接する複数の市町村と共同で作成した被害防止計画に記載された有害捕獲や被害防除、生息環境管理等の被害防止対策の実施に必要な経費を支援するために設けられた、農林水産省所管の交付金。

「県による補助制度」

- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣交付金）による支援とは別に、県（環境エネルギー部）において、農業者等を対象にした県単独の補助金制度を設け、鳥獣交付金による補助対象とはならない小規模な電気柵等のモデル的な設置を支援している。（令和 2 年度事業名：有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金）

「森林の下層植生」

- ・ 森林の下層に繁茂する低木や草本類からなる植物全体のこと。

「農地や集落内に放置されている廃果」

- ・ 収穫又は出荷の対象にされずに農地や集落内に放置されたままの状態にある果実のこと。こうしたものを農地等に放置することは、イノシシに限らず野生動物を引き寄せる要因になり、農作物の鳥獣被害拡大の一因とされている。

(13 ページ)

「緩衝林の整備」

- ・ 森林のうち、農地等との境界に近い領域である林縁部について、樹木の間隔をあけるとともに下層に繁茂した低木や草本類を適度に伐採するような整備を行い、見通しを良くすることで、イノシシが身を隠しながら農地等に接近することが難しいような環境にすること。

「捕獲圧」

- ・ 人による捕獲の強度、大きさを表す。生息数の増減に作用する力として用いることがある。狩猟により必要な捕獲圧が継続して掛けられることで、イノシシの増加を抑えることが期待されるが、子供だけ捕っても次の出産が促進されることがあるため、単に数をとれば生息数が抑制される訳ではなく、後者の意味の捕獲圧は捕獲数と同義ではない。

「狩猟期間」

- ・ 「猟期」ともいう。許可を受けないでイノシシを含む狩猟鳥獣を捕獲できる期間で、鳥獣保護管理法第 2 条第 9 項に定める毎年 10 月 15 日から翌年 4 月 15 日までの期間のうち、環境大臣が鳥獣保護

管理法施行規則第9条で毎年11月15日から翌年2月15日まで（本県のカモ類は毎年11月1日から翌年1月31日まで）の期間に限定している。本計画における「狩猟期間」とは、この限定された期間を指している。

- ・ 狩猟期間（限定された期間）については、鳥獣保護管理法第2条第9項により、第二種特定鳥獣管理計画に規定することで延長することが可能となっている。

「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」

- ・ 鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、鳥獣保護管理法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとされている。本県では以下の区域ではイノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマのみ狩猟が可能であり、その他の鳥獣については引き続き狩猟が禁止されている。令和2年12月現在、次の3区域が設定されている。
 - ・ 蔵王狩猟鳥獣捕獲禁止区域
 - ・ 山寺・雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域
 - ・ 関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

「箱わな等に誘引」

- ・ 箱わなの場合、箱わなに設置した餌によってイノシシを箱わなの内部に誘導し、捕獲する仕組みであるため、最初の段階ではイノシシの警戒心を解くため、扉を閉じないようにして餌付けが繰り返される。このことがイノシシを農地に引き付ける誘因となって、かえって農作物被害を拡大させる原因となる可能性があるため、箱わなの設置場所や用いる餌の種類には十分注意する必要がある。周辺で生産される作物の屑などを安易に餌として使わない。

「加害性の高い個体」

- ・ 農地周辺に出没し、常習的に農作物被害を出している個体及び農作物被害を出す可能性が高い個体のこと。
- ・ 野生鳥獣の捕獲を行うだけでは、その地域から被害を出している鳥獣がいなくなる限り被害はなくなる。このため、捕獲により農作物被害を軽減させるためには、被害を出す加害性の高い個体を捕獲することが重要であるとされる。

「指定管理鳥獣捕獲等事業」

- ・ 鳥獣保護管理法第14条の2により、知事が第二種特定鳥獣管理計画に基づき定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を根拠に、知事又は国の機関が個体数調整のために行う捕獲事業。この捕獲において鳥獣保護管理法第9条の許可は不要であるが、認定鳥獣捕獲等事業者又はこれと同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する法人に委託して捕獲事業を実施することが要件となっている。

「個体数調整」

- ・ 鳥獣保護管理法第9条に基づく鳥獣の管理を目的とした許可は、環境大臣が定める基本指針と知事が定める鳥獣保護管理事業計画において「1）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合」と「2）第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合」に認められるとされている。
- ・ 1）はいわゆる「有害捕獲」と言われるもので、個別の被害又はおそれを根拠に捕獲の期間（イノシシの場合は、令和2年度から1年以内）が定められた許可に基づき行う捕獲である一方、2）は、市町村等の行政機関が管轄区域内でイノシシの生息数を調整する必要がある場合に、第二種特定鳥

獣管理計画に基づいて年間の捕獲頭数を記載した計画を定め、これを根拠にした許可に基づき行う捕獲であり、これを「個体数調整」という。(但し、指定管理鳥獣捕獲等事業による場合は、許可が不要。)

(14 ページ)

「認定鳥獣捕獲等事業者等」

- ・ 鳥獣保護管理法第 18 条の 2 に基づき、鳥獣の捕獲等を実施する体制、技能、知識などが一定の基準に適合していることについて知事の認定を受けた法人のこと。法人の種類は問わないものとされ、株式会社や特定非営利活動法人であっても構わない。

(15 ページ)

「人為的な繁殖と野外放逐」

- ・ イノブタの生産等を目的にイノシシの飼育を行う者が、飼育しきれなくなったり、施設が不十分だったり、意図的、非意図的に野外にイノシシや交配したイノブタを放つこと。

「豚熱」

- ・ CSF ともいう。豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの病気であり、強い伝染力と高い致死率が特徴。症状としては、発熱、食欲不振、元気消失、結膜炎、耳翼等の紫斑（チアノーゼ）、異常産等。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。人への感染や感染した豚を食べても影響はないとされている。
- ・ 令和 2 年 12 月 25 日、鶴岡市の養豚場において豚熱の発生があり、12 月 29 日までに同養豚場で飼養されている豚の殺処分、死体の埋却、汚染物品の処理及び畜舎の消毒を完了し、同養豚場における防疫措置を完了した。
国内では平成 30 年 9 月の岐阜県での発生以降 1 府 11 県（岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県）で、計 61 例（令和 3 年 1 月 21 日現在）の発生が確認されている。
- ・ 野生イノシシでも全国的に感染が拡大しており、令和 2 年 12 月 27 日には小国町において本県初の感染イノシシ（1 頭）が確認されている。

(16 ページ)

「特定鳥獣保護管理検討委員会」

- ・ 山形県における鳥獣の保護及び管理並びに特定鳥獣（第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣）に関する計画について必要な検討を図ることを目的として、学識経験者や県猟友会、自然保護団体等の団体代表者、鳥獣の保護管理に関係の深い市町村担当課長、県の関係課長、研究機関で構成して設置する会議体である。
- ・ ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカに関する第二種特定鳥獣管理計画の進行管理や、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画の策定や変更等に際し、専門的な観点や利害に関係する立場等からの意見を聴く場としている。

「錯誤捕獲」

- ・ 捕獲許可の対象でない鳥獣を捕獲すること、または狩猟鳥獣以外の鳥獣を狩猟により捕獲すること。
- ・ 希少性の高い鳥獣を錯誤捕獲した場合、種の保全に影響を及ぼすことに加え、人への攻撃性が高い

種の場合、放獣作業に危険が伴うことから、狩猟者には、錯誤捕獲は可能な限り避けることが求められる。故意性が認められる場合は、無許可捕獲とみなされ、処罰の対象となるおそれがある。

(17 ページ)

「上部に脱出口を備えた箱わな」

- ・ イノシシ捕獲のための箱わなであって、ツキノワグマやニホンザルがかかった場合、上部に設けられた脱出口から逃げられるような構造になっているもの。山形県はツキノワグマの生息密度が他県に比して高いことから、錯誤捕獲を避けるため、イノシシの捕獲にあたっては、こうした箱わなの設置を勧めている。

「市街地出没時の対応」

(1) 概要

- ・ イノシシの市街地出没時の対応は、ツキノワグマの市街地出没時の対応に準じることとされている。市町村においては、ツキノワグマに準じてイノシシによる緊急時対応のマニュアルを作成することとされている。イノシシによる人身被害が及ぶおそれがある場合には、警察官の指示に基づき銃による捕殺もあり得る。

(2) 具体的な対策

ア 必要な情報の提供

人身被害や市街地出没等が発生した場合その他イノシシの出没に特に注意を要する状況にあるとき、県は、市町村や報道機関へのパブリシティ、県政広報媒体等を通じて、県民や観光客に対する注意喚起を行う。

イ 出没地域等における警戒対応

(ア) 市街地や集落周辺にイノシシが出没し、人身被害が発生するおそれがある場合は、猟友会関係者、鳥獣保護管理員や専門家と連携し、迅速に対策を講じ、被害の発生防止に努めるものとする。

県内で市街地等への出没が増えるなど、人身被害発生の危険が高まった場合には、市町村は、過去の出没情報や地理的条件から重点的に警戒すべき地域（重点警戒地域）を洗い出し、関係警察署、総合支庁、市町村、猟友会、学校関係者、地域住民等が連携し、以下の対策を行いながら、安全確保に努めるものとする。

[重点警戒地域の洗い出しの観点]

- 過去に目撃件数等が多い地域であること。
- 近くに河川（小河川）が流れている、若しくは連たんした林又は平地に突き出した山林等があること

[重点警戒地域で実施すべき対策]

- 通学路等の点検を行い、誘引物の撤去や防除対策を行う。
- 学校等への通学に当たっては、集団登下校を行うほか、必要に応じ保護者等による引率を行うなど、児童・生徒の安全確保に努める。
- 複数頭がまとまって出没した場合の追払い等の対応方法について、各市町村は猟友会と協議して定めるものとする。
- パトロールの実施、集団行動の徹底、早朝・夕方・夜間の行動の自粛等を地域ぐるみで行う。
- パトロール等の実施だけでは被害の未然防止を図ることが見込めない場合は、

総合支庁、関係市町村、鳥獣保護管理員、猟友会等が協議し、速やかに危険防止のための捕獲作業を行うものとする。

- (イ) 人身被害が発生した場合は、総合支庁は関係機関（警察署、市町村等）から聞き取り等により情報収集を行い、以降の再発防止に活かすものとする。

また、市街地への出没や建物への侵入等、特異な出没事案が発生した場合、総合支庁は現場において情報収集を行うとともに、所要の対応を関係機関と連携して行う。総合支庁は、イノシシの目撃や痕跡に関する情報、市町村や警察等の機関の対応状況について、速やかに本庁（みどり自然課）に報告するものとする。

(18 ページ)

「認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する法人」

- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者以外に指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる先として、鳥獣の捕獲等を実施する技能、知識及び安全管理の体制などが認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上であると認められる法人に委託することが認められているもの。

「第二種特定鳥獣管理連絡協議会」

- ・ 第二種特定鳥獣の管理について山形県内の関係機関が情報を共有し、連携して取組みを進めるために設置された協議会で、第二種特定鳥獣に関する管理計画の策定や推進、市町村が定める第二種特定鳥獣管理事業実施計画の推進、第二種特定鳥獣の生息や捕獲の状況、被害対策等について協議することとしている。